

入 札 説 明 書

千葉市客引き行為等の防止巡回指導業務委託

千葉市市民局市民自治推進部地域安全課

令和6年4月8日千葉市公告第305号により公告した「千葉市客引き行為等の防止巡回指導業務委託」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市客引き行為等の防止巡回指導業務委託

(2) 委託内容

- ア 条例の周知・啓発
- イ 禁止区域の巡回・客引き行為者への口頭指導
- ウ 地域団体や県警と合同での啓発活動の実施
- エ 禁止行為をしている者の人数等の把握

(3) 委託内容の特質等

入札説明書及び仕様書で指定したとおりの条件を満たすこと。

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
(履行日は委託期間のうち、94日間)

(5) 委託場所

客引き行為等禁止区域（中央区富士見地区）

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
 - ク 千葉市内に本店又は営業所を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (3) 令和元年度から令和5年度に同種及び同規模の業務委託を履行した者であること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 公告の日から令和6年4月15日(月)まで
(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後17時00分まで。)
- (2) 提出場所 千葉市市民局市民自治推進部地域安全課
- (3) 提出方法 持参又は郵便による。郵便による場合は、封筒に「入札参加資格申請書等在中」と朱書きして、令和6年4月12日(金)までに書留郵便にて必着のこと。
- (4) 確認通知 令和6年4月22日(月)までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を郵送する。

4 質問回答

- (1) 当該業務の仕様に関する質問

ア 質問方法

令和6年4月12日(金)までの間に、後記9の契約事務担当課宛、別紙質問回答書を電子メール、FAX又は持参にて提出すること。

イ 回答

令和6年4月18日(木)までに回答する。

- (2) その他、申請書の提出・入札手続等に関する質問

執務時間内において、随時、後記9の契約事務担当課へ電話で問い合わせること。

5 入札手続等

- (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和6年4月25日(木) 午後3時00分

場所 千葉市役所8階 M会議室801

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めますので必ず持参すること。

- (2) 入札方法

入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は、二重封筒とし、入札書及び後記(4)ア「積算内訳書」を、商号又は名称及び入札件名を記載した中封筒に入れて密封の上、表封筒に「入札書在中」と朱書きして、後記9の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

- (3) 入札書に記載する金額

入札金額は、当該業務委託の履行に要する人件費のほか、一切の諸経費等を含めて見積もること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、単位当りの価格の場合は端数処理を行わない。)をもって落札価格とするので、入札参

加者又はその代理人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の税抜き金額を入札書に記載すること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 積算内訳書（後記（6）の落札候補者のみ提出）

イ 委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

(5) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則第8条に該当する場合は、免除とする。

(6) 落札者の決定方法

開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とし、最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に委任状を提出すること。）。

7 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格の範囲内での価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、2回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市市民局市民自治推進部地域安全課

電話 043-245-5264

FAX 043-245-5155

e-mail chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp

10 その他

この入札及び開札により落札者が決定した場合には、当該落札者は速やかに契約締結の手続きを行うものとする。

11 添付資料

- (1) 入札の心得
- (2) 契約書（案）
- (3) 仕様書
- (4) 入札参加資格確認申請書
- (5) 委任状
- (6) 入札辞退書
- (7) 入札書
- (8) 質問回答書